

| 練馬区 |

個店連携イベント支援事業補助金

～輪になる“お店”TRYサポート～



区内商店会会員店舗（個店）が他店舗と連携（5店舗以上）して実施するイベントについて、区がその経費の一部を補助します。

● 最大150万円の補助

※半数以上が商店会会員店舗の場合

地域の歴史や特色を活かしたイベントを実施したい

地域の食材をテーマにキャンペーンを企画したい



詳しくは裏面を見てねり！



問合せ：練馬区商工観光課商工係

電話番号：03-5984-2675

メール：SHOKOKANKO@city.nerima.tokyo.jp

●補助対象事業

5店舗以上が連携して取り組むつぎのいずれかに該当するイベント事業

- ① 地域の歴史や文化等の特色を活用したもの
- ② 自ら設定した新たなテーマを対象店舗が共有し、実現させるもの

●補助率・補助上限

参加店舗の半数以上が区内の商店会員

▣ 補助率：**6分の5** 補助上限：**150万円**

〔参加店舗における区内商店会員店舗が半数に満たない場合〕

▣ 補助率：**3分の2** 補助上限：**100万円**

●補助対象経費

周知費用、会場設営費、景品費、記念品購入費など

※ 補助対象外となる経費（什器、他事業でも使用できる備品や消耗品など）の基準もあります。

【補助対象とならない事業（主なルール）】

- ① 周知物の作成のみを実施する事業
- ② 割引セールイベントのみを実施する事業
- ③ 夏祭りのみを実施する事業
- ④ 補助対象事業に対し、**練馬区以外の団体から補助金の交付を受けて実施する事業**
- ⑤ **過去に実施した実績のある事業**

【補助制度の主なルール】

- ① 区の補助金の支出に当たっては、申請者が全ての事業経費の支払いを完了させ、領収書等を添付した実績報告書の提出が必要。
- ② 事前に事業計画書を提出し、区が行う書類審査で承認されていること。
- ③ **申請者は、区内商店会の会員店舗であること。**
- ④ 事業の実施にあたっては、**参加各店舗が所属する商店会の承認を得ること。**
- ⑤ 補助金の申請は、1事業計画当たり**5か年**を限度とする。
- ⑥ **開催場所は、参加各店舗および所属商店会の街区内**とすること。
- ⑦ SNS周知および来街者アンケートを実施し、結果を区に共有すること。
- ⑧ 要綱を遵守し、**上記以外の本補助金のルールを事前に確認**の上、事業申請を行うこと。

【今後のスケジュール】（新規募集件数2件）

①年度当初募集

申請締切日：**令和8年3月9日まで**、事業計画の審査・承認：令和8年4月1日（予定）

②追加募集（年度当初に募集件数に満たなかった場合）

申請締切日：**令和8年6月26日まで**、事業計画の審査・承認：令和8年8月3日（予定）

※ 事業実施期間は、補助金交付決定日から令和9年3月31日まで